

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

昭和法人会

会報

'22 | 01 204号



写真／浜松市動物園 トラの親子
撮影／昭和法人会津賀田支部 若山義一

【主な記事】

- 年頭のご挨拶 (P1~4)
- 納税表彰 (P5~6)
- 署長講演「Personalと組織理念」(P7~12)
- 第6回税に関する絵はがきコンクール (P24~25)



写真／「アムールトラ親子」2021.2.17生 生後5か月
撮影／昭和法人会津賀田支部 若山義一

CONTENTS

1～4	年頭のご挨拶
5～6	納税表彰
7～12	署長講演「Personalと組織理念」 昭和税務署長 岡 直人氏
13	社会貢献事業活動（図書寄贈）
14～19	税務署だより
20～21	県税広報
22～23	市税広報
24～25	第6回税に関する絵はがきコンクール・作品表彰式
26～27	税に関する作文
28～30	行動する法人会
31	名古屋市内ブロック連絡協議会 経営講演会／やさしい法人税セミナー／ 税制改正説明会／初級簿記教室
32	大規模法人合同講演会／年末調整等研修会
33～34	青年部会コーナー
35	女性部会コーナー
36～39	新年誌上名刺交換
40	企業情報・格付情報照会サービスのご案内／インターネットセミナーのご案内
41	当面の行事予定



ブラザー工業株式会社

伊藤 敏 宏

皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年6月から、前柴垣会長の後を受け、会長の任をお引き受けいたしましたブラザー工業(株)の伊藤でございます。

令和4年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。

さて、一昨年の年頭から突然湧き起こった新型コロナウイルス感染症拡大の脅威は、日本はもとより全世界を震撼させ、このことにより、私たち企業運営にも大きな影響を与え、経済環境や労働環境などの見直しを行わざるを得ず、企業収益にも大きな影響を及ぼしました。

政府は、数波に及ぶ感染症の拡大に対し、ワクチン接種の拡大を中心に各種拡大防止策や数々の支援策などを発し、国民や企業もこれらに応え、官民一体となって新型コロナウイルス感染症の収束に努めた結果、昨年末には大幅に感染者数の減少という結果に至っており、ひとまず安堵する状態となっております。

全世界の状況は、依然として感染拡大の地域があるなど、日本においても、第6波の到来に向けた対策が強く望まれるところとなっております。

政治の面では、日本のトップリーダーが代わり、安定した政局運営とともに更なる感染防止策や経済活動の活性化が強く求められております。私たち企業経営者にとっても、景気の先行きも見通せない状況下であります。これら環境の変化にも迅速に対応し、知恵を絞り、なんとかこの難局を乗り切らなければならないと考えております。

このようななか、昭和法人会は、昨年第9回通常総会にてご承認いただいた公益社団法人への組

織変更の手続きを進め、来る4月1日には新生「公益社団法人 昭和法人会」として生まれ変わり、全国の法人会では387番目(愛知県では15番目)の公益社団法人の仲間入りをいたします。

このことにより、公益事業を基軸とする社会的責任も一層増すこととなりますが、法人会の基本理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」をもとに、税知識の普及や納税道義の高揚を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員を始め会員の皆様とともに幅広い活動を一層推進し、積極的な情報発信をして参りたいと考えております。

これらの事業の展開・推進に当たっては、昭和法人会の諸活動を支えていただいている会員の皆様のご理解とご協力とともに、本会・支部・部会役員の方々がボランティア精神を発揮され会の運営にご尽力いただいている賜物であると心から敬意を表する次第です。今後とも、昭和法人会といたしましては、会員の皆様方の声やニーズを的確に捉え、皆様のお知恵を拝借し、国・県・市町の税務当局のご指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の発展に貢献する活動を推進してまいりたいと考えております。

会員の皆様方には、厳しい時局での事業運営となりますが、今までにも増してご支援ご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びに、迎えました新たな年も、会員の皆様方のご健勝と各企業のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係当局・諸団体の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



名古屋国税局 課税第二部長

浅井 清 貴

令和4年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客ながら開催され、多くの日本人選手が活躍しました。

また、メジャーリーグベースボールにおいて、大谷翔平選手が現代野球では例のない二刀流をやり遂げるなど大変喜ばしい出来事がありました。

このようななか、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、一般社団法人昭和法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応においては、行政のデジタル化の必要性が顕在化するなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする「スマート税務行政」を目指し様々な取組を進めてきました。

今後におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、内部事務のセンター化等、事務運営の見直しやインフラ整備などの取組を進めてまいります。これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の更なる普及・定着が必要であ

り、法人会の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。

また、昨年は、令和5年10月1日に導入されるインボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されましたが、おおむね円滑に進められており、法人会の皆様から、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も更に、インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

更に、一般社団法人昭和法人会において取り組まれております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の中、会員の皆様には工夫を凝らした会活動を実施していただいているところ、本年は従前以上の信頼関係構築の年にしたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

令和4年 正月



撮影地/南知多町 羽豆岬

今年も法人会の皆様との連携・協調により
共に歩んでまいりたいと思います。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

昭和税務署

署長

岡 直人

筆頭副署長

石川 たき子

法人課税第一統括官

松永 潔



撮影地/タイ
タイガーキングダム



石川 たき子

岡 直人

松永 潔



愛知県名古屋南部県税事務所長

渡 會 博 司

明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発出等が行われ、愛知県におきましても、様々な感染対策や活動の自粛をお願いしてきたところであり、会員の皆様方におかれましても多大なご協力を賜りましたことにつきましても、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

一方、東京五輪では愛知県にゆかりのある選手がメダルを獲得するなど大活躍され、大変喜ばしい出来事もありました。

このようななかで、愛知県では国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」の整備着手やジブリパークの整備推進など、感染症克服後を見据え、将来にわたって日本の成長をリードし続ける愛知を形作っていけるよう、愛知を前進させた1年となりました。

今年も、愛知独自のスタートアップ・エコシステムの形成を促進するとともに、海外先進地域との連携を深め、グローバルなイノベーション創出拠点の形成を目指してまいります。

また、今年の秋にはいよいよこの地域に、ジブリパーク全5エリアのうち、「青春の丘エリア」「ジブリの大倉庫エリア」「どんどこ森エリア」の3エリアが開業します。愛知の魅力を高める取組を着実に進め、国内外での愛知のプレゼンスをより一

層高めてまいります。

依然として財政状況が厳しいなか、こうした施策を着実に推進するためには、財政運営の根幹である県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、納税者の視点から納税環境の整備を進めていくことが重要と考えております。法人県民税・事業税の申告・納税手続については、eLTAXを活用していただくことにより、すべての地方団体に一括して電子申告及び共通納税を行っていただくことができますし、加えまして、愛知県では非対面式キャッシュレス納税のスマートフォン決済を導入し、納税者の皆様の納付に対する利便性の向上を図っておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

今年、1872年に現在の愛知県が誕生してから、150周年にあたる記念すべき年でもあります。県民の皆様には、郷土への愛着と誇りを改めて持っていただき、そして、将来も愛知県に住み続け、愛知をより良くしていきたいと思っただけけるよう、職員一同全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、一般社団法人昭和法人会の益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年であることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度

納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和3年11月12日(金) 昭和税務署・11月16日(火) メルパルク名古屋

国税庁長官表彰

名古屋国税局長表彰



相羽 由光

(株)東郷製作所
東郷支部
(一社)昭和法人会 副会長



吉田 英晃

ワイクリード(株)
萩山支部
(一社)昭和法人会 副会長

昭和税務署長表彰



浅野 セツ子

(株)銅豊製作所
田光支部
(一社)昭和法人会
女性部会 幹事



伊藤 敏宏

ブラザー工業(株)
田光支部
(一社)昭和法人会
会長



米本 卓弘

(株)山金ポンプ製作所
田光支部
(一社)昭和法人会
理事

令和3年度

納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和3年11月12日(金) 昭和税務署・11月16日(火) メルパルク名古屋

昭和税務推進協議会長表彰



奥田 一 善
東郊造園(株)
桜山支部
(一社)昭和法人会
青年部会 監事



櫻井 博 子
瑞穂ヶ丘支部
(一社)昭和法人会
女性部会 副部会長



仲 祐 治
日東工業(株)
長久手支部
(一社)昭和法人会
常任理事



穂刈 紀 希
穂刈工業(株)
北山支部
(一社)昭和法人会
青年部会 副部会長



村尾 恵理子
ソウジャパン(株)
日進支部
(一社)昭和法人会
女性部会 副部会長



山本 裕 子
(株)山本工務店
日進支部
(一社)昭和法人会
常任理事
女性部会 部会長

「Personalと組織理念」



講師／昭和税務署長 岡 直人氏

- 日時／令和3年11月16日(火)
- 会場／メルパルク名古屋

【はじめに】

昭和法人会の役員の皆様方におかれましては、平素より税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、先ほど令和3年度の納税表彰状の贈呈式を執り行わせていただきましたが、国税庁長官表彰、名古屋国税局長表彰をはじめ受賞をされました皆様方におかれましては、多年にわたり法人会活動にご尽力され、税の啓蒙活動などを通じて、申告納税制度の普及発展に努められましたご功績に改めて感謝申し上げますとともに、重ねて厚く御礼申し上げます。

【講演会へのお礼】

昨今、新型コロナウイルスの感染状況が著しく改善され、各種制限も解除の運びとなり、WITHコロナの日常がスタートしました。

皆様におかれましては、これまでの感染拡大やそれに伴う様々な制約によりまして、事業に大きな影響があったことと思います。今後、第6波の懸念もあります。また、経済活動においては、部品供給の遅れ、原油価格の高騰など、経済の回復に水を差す厳しい状況が続いております。

そのようななか、本日は、税を考える週間行事の一環として、署長講演として貴重な時間をいただいております。

なにぶん私は口下手ですので、講演を聞くというより「苦行」が適当かもしれません。お聞き苦しい点をご容赦いただきたく、時間までお付き合いの程、よろしく願います。

さて、立冬も過ぎましたが、まだ冬という感じはしないですけど、暦では冬。

趣味の登山は、高い山には既に雪が積もり凍ってきていますので、低い山でトレーニングに励んでおりまして、この土曜日には、鈴鹿セブンマウンテンの一つ、雨乞岳（標高1237メートル）に登ってまいりました。途中いくつも渡渉しながら、3時間程で山頂へ。鈴鹿山脈で2番目に高い山ですので、琵琶湖や伊勢湾も見渡せ、寒さを除けば最高でした。

また、海釣りもやっております。魚が美味しい季節となり、先日、太刀魚を釣りに行きまして、自分で3枚におろしまして、あとは女房に天ぷらやバターソテーなどにしてもらい、上手い酒できゅっとやりました。

今回は、フグ（ショウサイフグ、ヒガンフグ）を釣りに行きます。フグはサンズイの河という字に豚と書いてフグ。フグは釣り上げると泣くんですがブーブーではなく「ぎゅー」。

フグの呼び名は濁らないでフク（幸福の福）ともいいますし、鉄砲とかキタマクラとも呼びます。

フグで一献やって、締めめに炊き込みご飯を食べたら、鉄砲にか薬ごはん、完全にキタマクラとなります。（関西では、炊き込みご飯は加薬ご飯といえます）

本題に入れなくなるので、ここから始めたいと思いますが、私、往々にして脱線します。これも私の個性なのでお許してください。

本日は、「パーソナルと組織理念」というテーマでお話をさせていただきます。

【パーソナル・組織理念について】

パーソナルは、いわずもがな一個人とか個性。

近年、多様性の尊重を言われており、組織として取組は重要です。

個性が大切なのはいうまでもありませんが、そればかりが強調され、社会への貢献、かかわり方がきちんできていないのではないかと。

これまでは、どうすれば若手職員に、会社や仕事を好きになってモチベーションを高めて仕事に取り組んでもらえるようになるのか、若手職員を変えることばかり考えておりましたが、何年か前からは少し考え方を改めるようになりました。

多様性を認める、若手を認めた上で、自分自身の立ち位置を変えていかないと変わらないと思うようになってきましたが、実際のところ、私自身、行動がなかなか伴っていきません。

ここが出发点。

また、組織理念とは、企業理念と申しましょうか、ほとんどの会社で策定されているものと同義で考えていただければ結構です。

一般的に、組織理念としては、叶えたいビジョンがあり、指針となるミッション（使命や任務）があり、組織・従業員が共通して持つ価値観ともいうべきバリューからなりますが、組織理念は、企業の在り方、存在意義となるもので、企業として向かう方向を示すことで、社員が仕事を進めるための行動指針になるわけですので、社員がその行動指針にしたがってその企業に求められる行動を実行する、同じ方向を向いて実行するので、その理念が社員に浸透すれば効果が上がる、生産性が高まる効果があると思います。

実際には、時間軸で見ますと、期限の定めがないので、具体的にいつまでに何をといった、課題に対してより具体的な取組方針が必要となることは言うまでもありません。

東京大学の畑村洋太郎名誉教授の書かれた「失敗学のすすめ」という本の中に、「すべての技術は、萌芽期、発展期、成熟期を通る。これは時代の流れの中で見られる摂理のようなもので、ある技術が発展期に入ってから衰退期に移行するまでの期間は一般的にはおよそ30年程度といわれる。人間の一生のサイクルに密接にかかわっていると述べられ、この技術を企業に置き換えてもそのまま当てはまり、企業もまた、萌芽期、発展期、成熟期を経て衰退期へ向かう流れにある」と言われています。

また、「この厳しい宿命を乗り越えるためには、新しい技術、新しい組織を作る形で古いものとの置き換えをしなければならない。衰退の段階までに新しい萌芽を作り次の文化を築かないこ

とには、その組織の未来はない」と述べられています。

萌芽期に入社した人は、組織も小さく、叶えたいビジョンも明確で組織と従業員が同じ方向を向いています。失敗も多く重ねることとなり機能として十分でなく、能率も悪い。事業も安定し組織が大きくなってきますと、方向性も決まり、効率よく仕事をするために部署も細分化、マニュアル化されてきます。

発展期に入社した人は、創業期のことをよく知りませんし、より基盤を固め安定を求めて、変化を嫌う傾向にありますので、イノベーションが起りにくくなり、衰退期へとたどることになると思います。

組織の衰退までに新しい組織を作って置き換える、次の文化を築かなければならないと言われておりますが、国税庁では平成13年に「国税庁の組織理念（国税庁の使命）」が制定されてから約20年が経過し、この間、国税組織を取り巻く環境は大きく変化しました。こうした変化を踏まえ、新しい組織理念が策定されました。

器はできた、その使命を果たす人材はどうか、どうすれば浸透させていけるかといった観点で話を進めていきたいと思えます。特に管理者側を変えろという視点。

まず、固い話。我が国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。

何故税金を払うのでしょうか。

納税の義務は憲法30条に記載があります。税金の性格は、最近では、社会を維持するための共通の経費（会費）といわれていますが、他にも利益説、義務説というものもあるそうです。

アメリカ映画の「荒野の七人」は、黒沢明監督の「七人の侍」をリメイクしたのですが、なぜ、アメリカで七人の侍が受け入れられるかというと、映画のあらすじは、野武士たちに襲われた農民がみんなで金を出し合って七人の侍を雇うところから始まります。それがアメリカの開拓時代を思い出させるのだと昔先輩が話されていました。

開拓時代、「幌馬車に乗って西部に進んでいく、途中で強盗が襲ってきたらどうしよう、子供の教育をどうしよう。」というときに、「みんなで金を出し合って保安官や先生を雇う」とした国がアメリカ。みんなで金を出し合って社会を作り、国を造っていく。これが税金の基本となっており、「税は会費」ということを、この「七人の侍」あるいは「荒野の七人」が教えてくれた。租税教室でも、税は社会共通の経費、そうやって教えていただいております。

青年部の皆様、租税教室の講師を担当していただきありがとうございます。

では日本はというと、封建社会が長く続いた日本では、お殿様が支配をし、その家臣に土地を与えます。そこには百姓も一緒についてくるわけですが、民の生命財産を守る代わりに、年貢を納めさせていたわけ。水戸黄門では、毎回、悪代官が出てきて、百姓は厳しい年貢の取り立てで泣いている。そこへ、正義の味方の水戸黄門がやっつけるといった勧善懲悪の筋書きなので、ドラマとしては楽しいですが、お上は搾取するものという意識が刷り込まれます。

「年貢は取られるもの」ここから「税金はお上から搾取するもの」という意識が残っており、取られ損、隠してもばれなければ良いという意識がどこかにあるのではないかと思います。

我が国では、申告納税制度を定着させ機能させることが必要で、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」を使命として掲げています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています。

では、その「使命」や「任務」を果たすため、どのような

組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」を端的に表す言葉として「信頼で国の財政を支える組織」という見出しを付けています。

国税庁がその「使命」や「任務」を十分果たしていくためには、納税者の皆様の理解と信頼が不可欠です。

そのもとで、国の財政基盤を支える歳入官庁として、租税を適正・公平に賦課・徴収することが、国税庁が「組織として目指す姿」の根幹です。

そして、国の財政を支えることは、将来にわたって、国の活動を支えることであり、その先にある国民の暮らしを支えることを意味します。

国税庁が「組織として目指す姿」を実現するため個々の職員が日々の職務を行うにあたって重視すべき規範、価値観を端的に表す言葉として「使命感を胸に挑戦する税のプロフェッショナル」という見出しを設けております。不正を断固として許さないという姿勢で厳正に対応するとされています。

国税庁としても、時代の変化に応じて、組織の向かう方向を定め、また組織の体制づくりを行ってきております。

組織は人ですので、枠組みを変えても、そこで働く者が、高いモチベーションをもって職務遂行していただかなければ意味がありません。

【少子化世代】

日本の人口は、平成20年の1億2千808万人をピークにして、過去経験のない人口減少社会に向かっております。65歳以上の高齢者割合がしばらくの間増加を続ける一方、日本を支えるべき担い手、「生産年齢人口（15歳から64歳）」は、大きく減少する予想です。

皆様ご承知のとおり、全体の人口が減少することで、国内市場が縮小することは必定です。現状のままでは、モノやサービスの需要が減少し、モノが売れなくなるだけでなく、労働力も不足し、モノやサービスを生み出す力、生産性も下がるといわれています。また、高齢化が一層進む一方で、その担い手が減少するのですから、年金制度など社会保障制度にも大きな影響が生じます。

今の若い世代は、少子化の時代に生まれてきた方です。

家庭でも大切に育てられてきました。実際に親にも怒られたことがないと言っている職員もいます。叱られるとすぐへこみます。心が折れます。職場に出て来られなくなる職員もいます。泥臭い仕事よりスマートな仕事。

学力はありますので、それなりにプライドを持っていますし、これまで順調にきたのですが、職場に入ってわからないことが多く、直ぐに答えられないと自分に我慢ならない。

学校教育も個性を伸ばす教育なんてフレーズがあったような気がしますが、一方で、日本の学校という集団の中では、高い規律性、普遍性を求めて、他の生徒とは違う行動をとる生徒に対し厳しく対処しているとも思われ、相反する形で教育を受けてきた子たちです。

競争意識が高い子供が多いとは言えません。SMAPの「世界に一つだけの花」の歌詞にあるとおり、ナンバーワンよりオンリーワン。ナンバーワンを目指さなくても良い。

ナンバーワンを目指さなければオンリーワンにはなれないような気もします。

職場では、自分だけ周りから抜き出ていることを嫌う傾向にあります。同期のことは気になり、自分の立ち位置を確認せずにいられません。同期入社の職員が自分より昇給が進む、自分が遅れているということにも気を遣います。

私もこれまで何回となく職員採用試験の面接官をやってきましたが、残念ながらこの職場に入ることが目的となってしまっている子が少なからずいます。

税務大学の所長をしているときに感じたことは、今の研修生はすぐに答え・結論であるとか成果を求める傾向にあるということです。また、これは、教授から聞いた話ですが、税務調査などの仕事より、税務相談のようなサービスの仕事に就きた

がる職員も少なくないそうです。

なるほど税務相談など、申告しやすいような情報提供をする、環境を整えるなどのサービスは非常に重要です。将来像にも描かれている取組は重要です、納税者サービスの充実は図らなければなりません。

で、どういうことかといいますと、納税相談などにより丁寧に説明して、納税者の方から「ありがとう」って、その場で達成感があるような仕事に就きたがる。目先のことに喜びを感じる傾向にあります。

日本にも元気のある若者は沢山います。

しかし、数年前、ある大手企業の社長さんから、中国のシリコンバレーとも言われる深圳の様子を伺いました。この町では、買い物にせよ何につけ財布は必要なく、スマホ1台あれば困らないそうです。中国有数のハイテク企業を有するテクノロジーの町です。

サプライチェーン網の企業が密集してあることから、とにかく製品のできるまでのスピード感が違うとのことでしたが、何より驚いたのは、スタートアップ（起業する）の数が1日に1万とかという数字だったことです。それだけ野望をもった若者が多く、イノベーションも起るだろうと、日本は敵わないとおっしゃっていました。

「使命感を持って職務を遂行する。」これを実行することは、なかなか大変なことが伴います。一方で、達成感もあります。

調査では、直接証拠が不足し、間接的な事実しか確認できない場合など、困難な場合も多いのですが、粘り強くなければなりません。説得力も必要です。困難な仕事を行うには、やはり使命感、正義感が支えになります。挫折もたくさん経験することになります。それでもやらなければなりません。

与えられたことをやるか、そこから先、自分で考え、自発的にやるか、ここの違いが成長を大きく左右します。

昭和24年6月1日に国税庁が発足し、開庁式には、アメリカGHQの内国歳入課長のハロルド・モス氏が、来賓あいさつで、スローガンを送っていただきました。

「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」

税務職員は、尊敬される職員でなければなりませんし、脱税している人からは怖がられる存在でなければならないということです。

税務職員の本質は、この言葉にあると思っております。脱税を許さないという正義感を常に持ち続ける必要があります。

組織理念に、「適正・公平な課税の実現」という言葉が入っております。これを平たく言えば、「正直者がバカを見ない世の中にする」ということです。

厳正で、的確な調査をすることは、真面目に申告している人がバカを見ない、真面目に申告している人への最大のサービスだと思います。そういう仕事がしたい、といってくる職員がもっと増えて欲しいものです。

目先だけにとらわれなくて、多くの若い職員に、国民から負託を受けていることを理解させる、意識醸成を図っていくことが私の役割かなと思って、仕事しております。

【人間関係、コミュニケーション能力】

次に若い方の人間関係についてみると、誰かとはつながってほしい。SNSの普及で、同じ趣味や同じ考え方の人とつながることは容易ですから、また、ネット上ならいろいろなことを書き込みできます。一方で、自分の好きなこと以外には関心が低く、見たくないことは見ない傾向にあるような気がします。職場の中でも、周囲の人への関心が低い方が見受けられます。

バーチャルの世界では、書き込みしてやり取りはできますが、目の前の生身の人間を相手には、会話できません。

相手を理解する、共感するといったコミュニケーション能力の向上は重要な課題です。

なお、私も若いころは人見知りしていましたが、偉そうにはいえませんが。

将来、税務調査などは、AIが審査をすることになり、まずデータのやり取りで審査が終了して、誤りを指摘するといったことになるやもしれません。

しかし、現状、まだまだ人と人の信頼関係の中で行われるものなので、人への関心を持つことや新聞を読むなど好きな情報だけでなく、世間の情報を収集して欲しいものです。

ざっとここまでのところを整理しますと、国税庁でも世の中の変化に対応すべく20年ぶりに組織理念を策定した。組織として目指す方向や職員の行動規範について示した。

そうすると、次は、そこに求められている使命を担う次世代の若手職員の意識やあり様を踏まえ、組織目標をどう落とし込むかが課題であるということになります。

時代の流れに応じて、変化しなければならないのは管理者側も同じといえますが、むしろ変化をしなければいけないのは管理者です。管理職がどのように取り組むことが良いのか、思うところを述べさせていただきます。

【綱紀の厳正な保持】

まずは、その前に、肝心なことを少し触れておきます。

私たちとしては、公務員なので、組織理念の使命を果たす上で、まずは、税務職員が国民の皆様から理解と信頼を得ることが重要です。国民の皆様からの理解信頼がないと何事も進められません。

しかし、昨今の新聞報道を見ますと、これまでは想像もできない事件を起こしております。

組織やそこに働く人に迷惑をかけるを意識していれば理性が働き、行動を制御できそうですが、もはや関心は自己の私利私欲だけなのかという思いです。

国税庁監察官という役職も経験しており、こういう報道を聞くと本当に悲しくなります。組織へのダメージは計り知れませんが、真面目に職務を行っている者が迷惑を被ることになるので、残念でなりません。

監察官とは、国税庁内に置かれた自己監視機関であり、収賄のような職務犯罪に対する捜査権限があり、捜査後は、検察官に対する送致義務があります。財務省設置法27条にその根拠があります。

徴税権力というものは、誘惑が多い、腐敗につながる。かつ、職制は専門性が高いことに加え、外部の方との間で秘密裏に行われることから、組織外からは容易には把握しがたいため、組織内に自浄作用をもった機関が設置されたわけです。

監察官は、年を通して、非行防止に向けた取組を行っていますが、職員自らが律していかなければ、国民の信頼は得られません。「24時間公務員」です。

【若手のモチベーションを挙げる取組】

マズローの欲求5段階説。これに当てはめれば答えがでるといってもいいのですが、一つの取っ掛かりとして見てみます。

アメリカの心理学者のマズローが唱えた学説です。人間の欲求を5段階で理論化したもので、自己実現論と呼ばれます。

まず、言葉の整理から。辞書によれば、動機とは、人間がある状況のもとでその行動を決定する意識的・無意識的な原因。要は行動を起こす直接の原因が動機。

欲求とは、欲しがり、求めることを言います。今更説明の必要はないですね。

動機があって、欲求が生まれる。

マズローは、人間は自己実現に向かって絶えず成長する生き物である。という仮定の下、人間欲求は、5段階のピラミッドのように構成されており、低い階層の欲求が満たされると、より高度の階層の欲求を欲するようになるというもの。

少し説明を簡略化しますので、ご了解いただきたいのですが、マズローは、人間が行動を起こす理由（動機）として、大きく2つあると考えました。

一つ目は「欠乏動機」、これは、「何かが足りない」という欠乏状況を充足させることが行動を起こすやる気の源泉になるというもので、この動機により、①生理的欲求、②安全欲求、③社会的欲求、④(尊敬・評価)承認欲求の4つの欲求が生まれる。

もう一つは「成長動機」、これは、欠乏動機の4つの欲求が満たされると、人が行動を起こす動機は、「自分の能力を生かしてさらに活動したい⑤自己実現欲求まで達するというものです。

① 生理的欲求：生命維持のため食べる、眠る、といった、人間が生きていくために欠くことのできない基本的、根源的な欲求。

② 安全欲求：危険や経済的な不安から逃れて、安心して暮らしたい、生命に関するものを安定的に維持したいという欲求。

③ 社会的欲求：周囲の人と親密な関係を築きたい。家族、集団を作り、どこかに所属しているという満足感を得たいという欲求。

この欲求が満たされないと、孤立感や社会的不安を感じやすくなり、うつ状態に陥ることもあります。

④ 承認欲求：(低レベルの欲求) 他人から自分を認めてもらいたい。尊敬されたいという欲求。(高レベルの欲求) 技術や能力の習得など自分で立てた目標を達成する、自立性などを得ることで満たされ、他人の評価より自分自身の評価を重視する傾向。

この欲求が妨害されますと、劣等感や無力感などの感情が生じます。

⑤ 自己実現欲求：自分の世界観、人生観に基づいて、あるべき自分になりたいと願う欲求を指します。潜在的な自分の可能性の追求。自己啓発活動、創造性の発揮などを含み、自己実現の欲求に突き動かされている状態。第4段階までの欲求とは質的にも異なっていることがわかります。

この5つの欲求に基づいて、職員がこの自己実現欲求までたどり着くためには、どのあたりに問題があるのか見ていきたいと思えます。

① 生理的欲求

生理的欲求段階の問題は、現代の企業内では、ないと思えます。

② 安全欲求

日本の雇用形態は、今後大きく変わっていくかもしれませんが、まだまだメンバーシップ型です。国税はそうです。採用後、研修と様々な部署を経験させて人材育成を図る必要があります。ジョブ型は、仕事に人をつける、メンバーシップ型は、人に仕事をつける。

メンバーシップ型ですと、その部署についてから仕事を覚えることになり、経験の差が、ものを言う世界です。その上司の方針が適切でなく、新しく入った職員の意見が良いものであったとしても、過去の経験でもの言う上司では、そもそも受け入れられないか、または、逆に厳しく指導されるなど、パワハラや温床にもなるわけです。部下としては、安全欲求が満たされません。縦型社会の弊害です。

そうすると部下はやる気を失うか、離職につながり、組織としては大切な人材を失うばかりか、信頼も失うことにもなります。幹部職員の意識、その対策は組織として大切な取組です。

③ 社会的欲求

他人から自分を認めてもらいたい。尊敬されたいという欲求。

少し切り口を変えてみます。

(心理的安全性)

後で説明します Google の発表により、注目を集めたの

が心理的安全性。

これを提唱したのが、エドモンソン教授。

エドモンソン教授が提唱した心理的安全性とは、「チームメンバーに非難される不安を感じることなく、安心して自身の意見を伝えられることのできる状態」をいいます。

つまり、チーム内で遠慮のない発言をしても対人関係が破綻したり、嫌われたりしない安全な場所であることが、メンバー間で共有された状態。

これが高いチームは、お互いを尊重して助け合う意識が高いことが特徴。

こういうチームですと、チームに所属しているという安心が生まれます。社会的欲求が満たされます。

では、心理的安全性が低い環境では、どうなるか。

そこでは、4つの不安が生じると言われております。

無知だと思われる不安 → 不明点を解明しない
無能だと思われる不安 → 能力不足やミスを隠す
邪魔をしていると思われる不安 → 発言を控える(発言しないなら出席するな)

ネガティブだと思われる不安 → 否定的な意見をしない
→ 自己防衛的になり、失敗するリスクを過度におそれ、本来の力を発揮できず生産性も落ちる
これは、妙に腹に落ちるのです。

で、先ほどの Google の研究発表ですが、ご存じの方も少なくないと思いますが、

「世界中から聡明な人材を集めているのに、優れた成果を挙げるチームとそうでないチームが生じる」といった問題を解決するため、Google は、2012年にプロジェクトを立ち上げ、180ものチームを追跡して、様々な角度から収集した大量のデータを解析し、2014年発表しましたが、その結果、「効率的に成果を挙げるチーム」の条件は、「優秀なメンバーがいるか」ではなく、「メンバー同士が互いに協力しあうか」にあったというものでした。

この効果的なチームの要素は

1 心理的安全：チームの中でミスをしてそれを理由に非難されることはないと思える

2 相互信頼：チームメンバーは一度引き受けた仕事は最後までやりきってくれると思える

3 構造と明確さ：チームには有効な意思決定プロセスがあると思える

4 仕事の意味：チームのためにしている仕事は自分自身にとっても意義があると思える

5 インパクト：チームの成果が組織の目標達成にどう貢献するかを理解していると思える

この中では、心理的安全性が最も重要な要素。他の要素の土台。

こういったチーム、部署では、お互いがお互いを尊重しますから、社会的欲求は満たされると思えます。

では、この心理的安全性が高められるとどのような効果があるのか。

心理的安全性を高めることで得られる効果⇒情報交換が活発になる、イノベーションが生まれやすい、問題の早期発見、解決ができる、人材の定着率が高まる
鍵を握るのは、リーダーだそうです。

リーダーとして心理的安全性を高める方法

1 積極的にメンバーの話を聴く姿勢を示す

2 理解していることを示す

3 対人関係において相手を受け入れる姿勢を示す

4 意思決定において相手を受け入れる姿勢を示す

5 強情にならない範囲で自信や信念を持つとされています。

傾聴が重要だという点については

パワーハラスメントだと訴える職員から話を聴くと、上司とのコミュニケーション不足が原因であることが多いので、上司は普段からコミュニケーションを図ることが必要です。

コミュニケーションを行うに当たっては、「傾聴」のスキルが重要とされています。「聞く」は広く一般的に対し、「聴く」は限定的。

女性とのコミュニケーションで注意すべきは、女性はコミュニケーションに共感を求めているので、傾聴と共感ですね。

女性は、その日にあった出来事を話します。疲れて帰って、家内の話している内容にいい加減に相槌を打っていると、何を言っていたか確認されることがあります。

女性の相手をする側は、その話を共感しながら聴く（この場合は聴く、身を入れて聞く）ことが重要です。ところが男はガラガラと話をされるのを聴いてられません。男性は得てして傾聴が苦手です。我慢して聴くと夫婦円満。共感です。共感。私も反省点が多いですが、奥様の取説（取り扱い説明書）に記載されています。重要な項目です。

職場でも同様です、男女関係なく、傾聴で良く話を聴き共感すること。

人間関係を作っていくのは、心が通ったコミュニケーションです。

部下に寄り添うことができるかどうかかなだと思えます。受容性ということでしょうか。

部下が素直に言いたいことを言えるか。対等な関係を築いているかどうか。上司は部下を人として尊重しているか、部下の価値を認めるということです。

ここが自分の場合、どうしても上から目線。マウントしてしまいます。

そして、この傾聴においては、相槌、頷き、繰り返などが重要です。カウンセリング講習などで良く聞かされました。カウンセリングとは、少し状況は違いますが、やることは同じ。

クレーム対応として、相手の話に関心する態度をとる、これらの行動は有効ですよ。

聴くという行為は、自分が話をするのではなく、話を少なくして、相手に話をさせてあげる、相手の話をサポートすること。したがって、答えを引き出すことが重要。

コーチングという言葉はご存じだと思います。

コーチ (coach) 鞆のコーチと同じ、馬車という意味です。

ハンガリーのコチ (コーチ、コークス) という地名があり、ここの村の馬車が良いということで、コーチが馬車を意味するようになったということです。それが転じて動詞が生まれたそうです。コーチングとは、「大切な人を、その人が望む場所へ送り届けてあげること」

これと対比する言葉にティーチングという言葉がありますが、これは教えこむこと、一方、コーチングは、気づきによって成長をサポートする。自発性などを引き出すこと。

職場の中のコミュニケーションを意識して増やしていくためにコーチングを活用することを提唱されています。

④ 承認欲求

次に承認欲求について。

「ほめる」ことも大切です。

よく、ほめるタイミングも重要と言われます。「事実をほめる」、事実でないことをほめるのは、おだてる「ほめ殺し」といいます。

そのためには、部下の細かいところまで観察して見逃さずほめる。先ほどの低レベルの方の承認欲求を満たすことにもつながります。

ほめることは、言葉にしないと伝わりません。思っただけでも宝の持ち腐れです。

「言わなくてもわかるだろう」って、思っていないか、わからないそうです。

ほめてばかりはいられませんが、くれぐれも、怒るので

はなく、叱ることです。怒ると叱るは別ものです。

怒るは、感情的な対応、叱るは、理性的な対応。叱るは、然るべきビジョンを示す、引き出すことになります。

具体的な指示をしないとダメです。指示する方が問題です。

「上司ファジーで部下ビジー」となります。

さらに、禁止の命令文は逆効果だそうです。これを池ポチャの法則といいます。

ゴルフで池に入れてはいけないと言われるとなぜか入ってしまう。望ましい方向を伝えるようにする。

「何々してはいけない」ではなく、「こうしたら上手くいく」、「こうしよう」

なお、ほめるに関して。

哲学者の岸見一郎氏がその著書、アドラー心理学入門で、アドラー心理学では、「罰したりしかったりしない一方で、ほめない」とし、「そもそもほめることができるというのは、その人の対人間関係が基本的に『縦関係』であることを表しています。ほめるというのは、能力のある人が能力のない人にあなたはくよい>と上から下へと相手を判断し、評価する言葉である。」「縦の人間関係は精神的な健康を損なうのもっとも大きな要素であると考え、横の対人間関係を築くこと」を提唱しています。

また、「職責、経験、役割、取るべき責任の量も異なりますが、そのことが人間としての上下を意味しない。優劣はない。」「競争を当たり前のことと受け止めてきた人には容易なことではありません」としています。

「人間として対等な存在」という点は心したいものです。

男性は、精神面では女性より弱いとされます。権威に弱く、繊細で傷つきやすい動物です。嫉妬深いのも男性で、メンツをつぶされるとあとが面倒です。「すでにご承知と思いますが。」など、部下も上手に一言添えないとメンツをつぶすことになりかねません。

でも、そもそも上司が横の関係を築けるかどうかです。

このようにして、管理者、上司が部下とどのように接し、どのような関係を築いていけるかによって、承認欲求を満たし、次の階層である自己実現欲求 (成長動機) につなげていくことが必要です。

署長や幹部は、部下職員からの評価を通じて、自分を見つけなおすことが求められています。

【ワークライフバランスの推進】

多様性という言葉が組織理念にも含まれておりました。

本来、人種や言語、性や宗教など幅広い分野を共有するものですが、日本では、多様性という前に、女性が活躍することのできる社会であることが必要ではないかと思えます。

そのためには、ワークライフバランスを推進する必要があります。

女子が出産を機に退職することなく働き続けるよう対策を講じる、出産へのサポートをすることで、女性の方に活用する取組は進んできていますが、さらに一歩進めて、男性の育児参加を促す取組も重要となってきています。

ここでM字カーブについて。

出産前後で就業している女性の数が減ることで年齢別で就業状況を表すグラフがM字になることからそういわれます。M字カーブは、第1子が生まれると半数近く仕事を辞めるという状況を示しています。

日本の夫婦の育児時間をみますと妻の方が断然多い。

「夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生割合」では、夫の家事・育児時間と子供の数とは正の相関関係にあります。

イクボスについて。

女性のワークライフバランスを推進するためにはイクボスを育てなければなりません。

皆様のところでは、イクボス育ててますか？

NPO 法人ファザーリングジャパン安藤哲也代表理事は、「『イクボスとは、すべてのスタッフにとってのキャリアとライフを応援してくれる管理職』をいう。民間企業は業績を上げないといいませんが、その結果の出し方がかつての上司とは違うのがイクボスです。」「生活を潰して長時間、働かせて結果をだすのではなくて、イクボスはワーク・ライフ・バランスをもって、社員の意欲を高めて結果をだすというやり方ができる上司なのです。」と語られています。

ところで、高齢者の能力や経験を活かす意味もありますが、定年の廃止や定年の引き上げで高齢者を活用する方向で、減少(不足)する労働力を補っていくことが始まっています。

また、育児、介護の問題や精神的な問題を抱えている職員もあり、多様性のある人材を抱えた職場に応じた働き方が望まれています。

無駄な業務を削減し、業務分担を見直すことなどで、長時間労働を是正し、生産性を挙げる働き方改革の取組は、待たなしですが、そうすると今までの企業風土を変える必要がでてきます。縦型の風土に慣れ親しんだ管理職の方の意識や価値観を変えることから始める必要があります。

署でも、無駄なもの一つに過剰な会議があり、これを削減。副署長の了解を得て署長というルートから署長副署長一緒に説明するようにお願いしています。また、手戻り仕事を減らすため、事前に方向性については、私まで説明するよう求めております。その際には、期限と達成内容はしっかりと確認しておきます。

業務が属人化して人について回ると、仕事が遅れると困るので、本人は仕事を抱えて手放さないし、周りも手伝おうともしない傾向にあります。

業務量や内容を、そして休暇の取得等を見える化して、グループワークできないか指示をしておりますが、ここは、なかなか上手く進んでおりません。課題です。

いずれにしろ、部下職員のワークとライフのバランスをとる、チームとしてなんでも話し合えるということは、心の安寧につながり、意欲の高い職員が育ち、組織も育つということだと思います。

随分前の朝日新聞の論説「窓」に、その当時の警察庁暴力団対策部長の話が掲載されており、なってほしくない幹部は、「アイウエオ幹部」、とする記事が掲載されていました。

「あ」は、「ああいいよ」とよくわからないまま了解しておきながら後になって「ああだ、こうだ」と文句をいう。

「い」は、「いま自分がいるときに実績を上げること」ばかり考えている。

「う」は、上の顔色や評価ばかりを気にしている。

「え」は、偉そうにしたり、言い恰好ばかりしているが、いざとなると逃げる。

「お」は、「おれがおれが」と手柄を独り占めにし、苦労は部下に押し付ける。

では理想の幹部は、「かきくけこ幹部」だそうで、

「か」は、社会の動きや部下の仕事ぶりをよく「観察」する

「き」は、記録

「く」は、工夫

「け」は、計画性

「こ」は、行動で、評論家みたいなことを言っていないで、自ら進んでやる

さしずめ今ならここに、

「き」共感、「け」には、傾聴。「こ」には、心と心の通いあうコミュニケーション。職場の中のコミュニケーションを意識して

増やしていくためにコーチングを活用することを入れますかね。イクボスも重要です。

また、グループのリーダーを育て、職場の人材の多様性を認め心理的安全性が高いチームを作ってもらうことも必要です。多様性を認める世にあって、若者を十把一絡げで指導することは難しいことです。

若い方を伸ばしていくには、管理者が変わることだと気付かれるわけです。でも変えることはなかなか難しいのが現状。将来を見据え、個性に合わせた指導育成をして、欲求の段階を高め、自己実現を発揮して、組織理念にある使命を果たしてもらいたいと切に願っております。

最後にご存じの方もお見えになるかもしれませんが上所重助という方の詩を紹介させていただきます。

「おかげさま」

夏がくると 冬がいいという

冬になると 夏がいいという

ふとると やせたいという

やせると ふとりたいという

忙しいと閑になりたいという

閑になると忙しいほうがいいという

自分に都合のいい人は善い人だとほめ

自分に都合が悪くなると悪い人だと貶(けな)す

人間は元来 身勝手 得手勝手なもの

だが これがすぎると

鼻もちならぬ高慢心となり 独善排他のわがまま根性となる

借りた傘も 雨があがれば邪魔となる

金を持てば 古びた女房は邪魔になる

世帯を持てば 親さえも邪魔になる

義理も人情も愛情も 肉親の情けもあらば この世の中となる

誰もかれも どこもかしこも カサカサに乾ききった

あじけないこのごろ

昔の人情に しつぱり濡れてみたい

衣食住は昔に比べりゃ天国だが

上を見て 不平不満の明け暮れ

隣を眺めて愚痴ばかり

どうして自分を見つめないのか

静かに考えてみるがよい

一体 自分とは何なのか

親のおかげ 先生のおかげ

世間さまのおかげの 塊(かたまり)が自分ではないのか

つまらぬ自我妄執をすてて

得手勝手を慎んだら

世の中はきっと明るくなるだろう

おれが おれが をすてて

おかげで おかげで と暮らしたい

かみところ しげすけ
(上所 重助)

私からは、法人会の役員・会員の皆様の「おかげさま」という思いをお伝えして講演を終えたいと思います。長時間にわたりご清聴ありがとうございました。

社会貢献事業

「管内図書館への図書寄贈」



名古屋市鶴舞中央図書館大沢館長へ目録贈呈



名古屋市鶴舞中央図書館

- 令和3年11月9日(火)
名古屋市鶴舞中央図書館、瑞穂図書館、天白図書館
- 令和3年11月10日(水)
東郷町立図書館
- 令和3年11月11日(木)
日進市立図書館
- 令和3年11月12日(金)
長久手市中央図書館

昭和法人会では、昨年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定されていた「狂言鑑賞会」「演奏会」「地域まつり」などは中止となり、代わりに地域社会貢献として、管内の図書館へ図書の寄贈をさせていただきました。本年も続くコロナ禍で「地域まつり」は中止となりました。

自粛生活の中で図書の貸し出しの需要も高く、蔵書も手薄になっているとのことで今年の寄贈を大変喜んでいただき、本年も管内の図書館へ図書の寄贈をすることとなりました。この時期行われている税の啓発活動「税を考える週間」(11月11日～17日)も重なり、鶴舞中央図書館では特別展示として、今回寄贈した税に関する図書の展示、税に関するパンフレットやマンガ本などの無料配布をしていただきました。寄贈に当たっては、11月上旬、当会の伊藤会長、岡昭和税務署長と各図書館、市役所、役場に赴き、寄贈式を行いました。報道機関各社の取材もあり、新聞等に掲載されました。

◇寄贈した図書の内訳

1 名古屋市鶴舞中央図書館	85冊、総額約27万6千円相当
2 名古屋市瑞穂図書館	71冊、総額約16万6千円相当
3 名古屋市天白図書館	58冊、総額約16万3千円相当
4 日進市立図書館	82冊、総額約15万2千円相当
5 長久手市中央図書館	78冊、総額約15万1千円相当
6 東郷町立図書館	93冊、総額約14万7千円相当
合計	465冊 総額 105万5千円相当



井俣東郷町長へ目録贈呈



水野日進市副市長へ目録贈呈



大澤長久手市教育委員長へ目録贈呈



名古屋市鶴舞中央図書館へ寄贈した図書

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページから



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



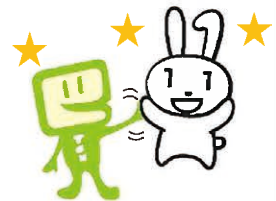
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを利用
して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダーライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダーライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) (NEW)

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

R3.9

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

マイナポータル連携
特設ページはこちら



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードの取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで各種証明書が取得できる

本人確認書類になる！

健康保険証と一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの開設はこちら



STEP 3 マイナポータルの「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューからマイナポータルとe-Tax(※1)及び民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ(連携)設定

- ① 証明書等の発行元(例:ふるさと納税のポータル事業者等)がマイナポータル連携に対応していること、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます(発行元が対応している場合)。ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら



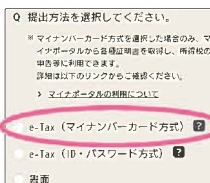
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダー)が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。



納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。



事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。



納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。



事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。



事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続をされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
 自宅で国税と地方税の
 納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
 （注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。
 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月

スマートフォン決済アプリを 利用した納税について



～PayPay、LINE Pay、PayBをご利用いただけます～

納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」をスマートフォンやタブレット端末のカメラ機能で読み取り、即時に支払いができるスマートフォン決済アプリ（以下「アプリ」といいます。）を利用することで、銀行やコンビニ等に行くことなく、「いつでも・どこでも」愛知県の県税を納税できます。

なお、ご利用時に読み取るバーコードの情報には、個人が特定できる情報は含まれておりません。

○利用可能なアプリ

PayPay、LINE Pay、PayB

○対象税目

県税の全税目

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコード印字があるもの）に限ります。

○ご準備いただくもの

- 1 スマートフォンまたはタブレット端末
- 2 愛知県が発行したコンビニ収納用バーコードが印刷されている県税の納付書

○ご利用方法

対象アプリをスマートフォンにインストールのうえ、アプリの請求書の支払いサービス等を利用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

詳しくは、各アプリ事業者のウェブページでご確認ください。

PayPay： <https://paypay.ne.jp/>

LINE Pay： <https://pay.line.me/portal/jp/main>

PayB： <https://payb.jp/>

○注意事項

- 1 事前に利用登録や、チャージ（PayPay、LINE Pay）または登録した銀行口座の残高（PayB）が必要です。
- 2 別途通信料が発生します。
- 3 手数料はかかりません。※領収証書及び自動車税種別割の納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は発行されません。

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 徴収課

電話 052-682-8922（ダイヤルイン）

eLTAX (エルタックス) では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方納税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができるようになりました。また、既存の電子納税の方式に加え、「ダイレクト方式」を導入しました。

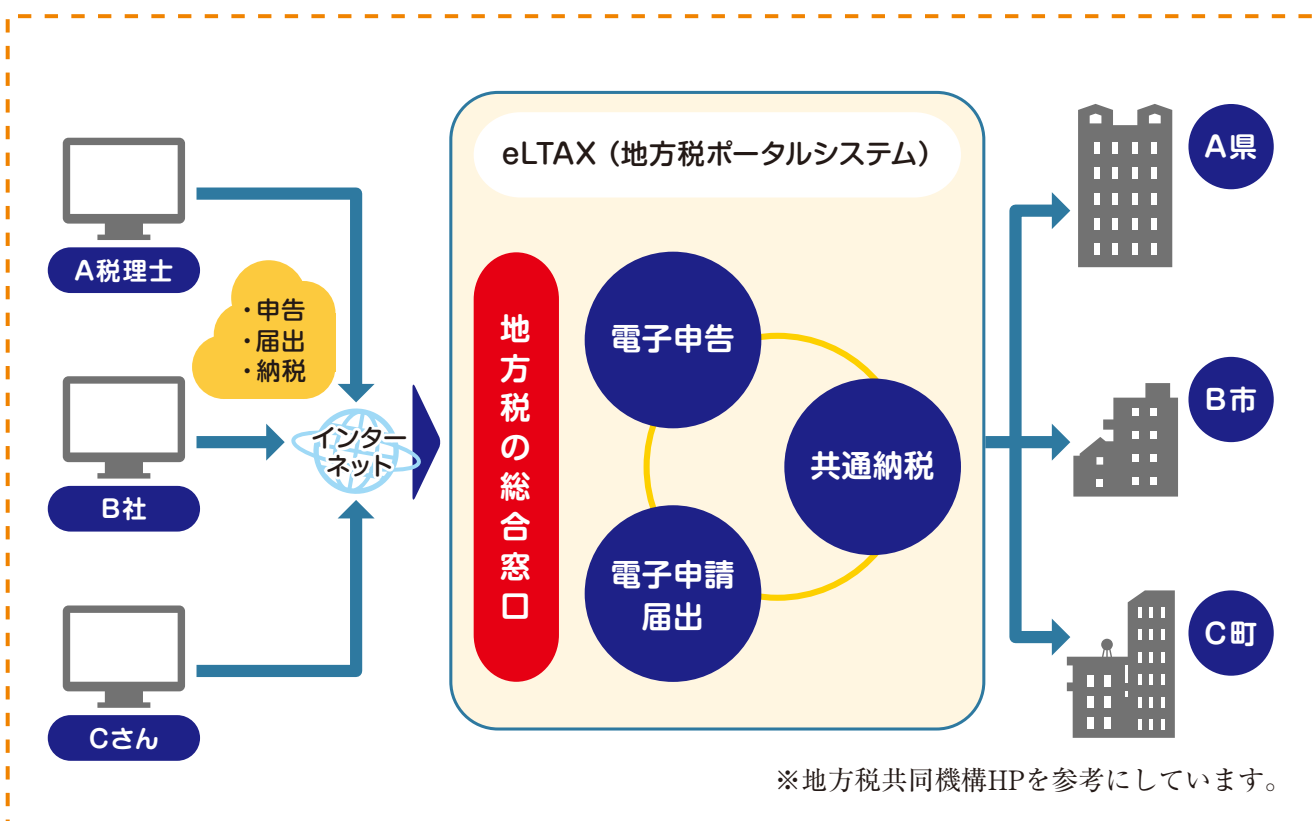
ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易になりました。

◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・収納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

◆納税できる県税は

- 法人県民税 ○法人事業税 ○特別法人事業税 ○地方法人特別税



◎詳しくはこちらをご覧ください。

愛知県 税務課 電子納税

検索

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-682-8923 (ダイヤルイン)

個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

●個人別明細書と総括表の提出について

1 提出期限

なるべく令和4年1月20日(木)までに提出をお願いします。(提出期限は令和4年1月31日(月)です。)

2 個人別明細書の提出対象

令和3年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和4年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和3年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和3年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

3 提出先

令和4年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

●提出は電子申告が便利です

給与支払報告書は、地方税ポータルシステム「eLTAX」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

償却資産(固定資産税)申告書の提出

1 償却資産とは

土地・家屋以外の**事業の用に供することができる有形の固定資産**(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が**納税義務者**になりますので、**資産の所在する区ごとに申告書を作成**していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。


提出期限は**令和4年1月31日(月)**です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、**なるべく令和4年1月20日(木)までの提出にご協力ください**。

3 提出先


名古屋市では、市税に関する事務を栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の**提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係となっています**。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産係へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、**郵送による申告書の提出にご協力をお願いします**。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052)324-9809 FAX(052)324-9826
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	ささしま市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階)	TEL(052)588-8009 FAX(052)588-8019




昭和税務署長賞
 名古屋市立しまだ小学校 中川 若葉さん




(一社)昭和法人会会長賞
 名古屋市立植田南小学校 水野 玖隆さん

第6回

税に関する 絵はがきコンクール

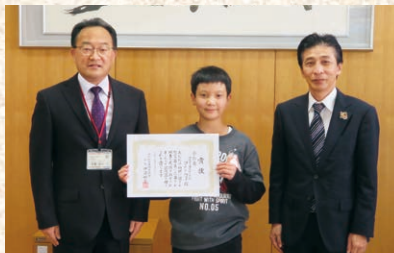
全国の法人会では、小学6年生の児童を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。昭和法人会女性部会では、今回で6回目となるこの絵はがきコンクールを管内の小学校62校に応募チラシを送付し、小学校のご協力を得て、募集をいたしました。その結果、コロナ禍にありながら、総数248作品とたくさんのご応募をいただきました。女性部会では、この応募作品を昭和税務署の幹部職員を含めた審査会を行い、10作品を入賞作品として選びました。表彰方法については、例年であれば昭和税務連絡協議会が主催する「税に関する作品合同表彰式」を開催し、表彰していましたが昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響で開催することができませんでした。そのため、上位5作品については、岡昭和税務署長や伊藤会長ら役員が直接、学校に赴き、それぞれ校長室での表彰となりました。



昭和税務署長賞の中川 若葉さん



(一社)昭和法人会会長賞の水野 玖隆さん



昭和税務連絡協議会会長賞のゴートン ウェイさん



女性部会長賞の栗田 陸斗さん



青年部会長賞の後 実優さん



昭和税務連絡協議会会長賞
 日進市立香久山小学校 ゴートン ウエイさん



昭和法人会女性部会長賞
 長久手市立北小学校 栗田 陸斗さん



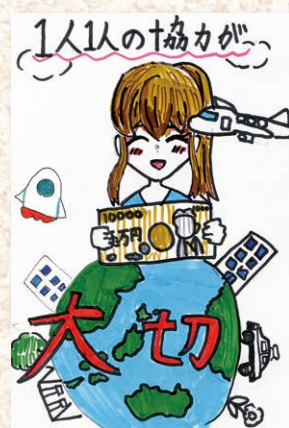
昭和法人会青年部会長賞
 名古屋市立野並小学校 後 実優さん



優秀賞
 長久手市立北小学校 鈴木 愛さん



優秀賞
 名古屋市立御器所小学校
 坪井 望乃さん



優秀賞
 日進市立北小学校
 真野 絢香さん



優秀賞
 長久手市立東小学校
 水谷 真菜さん



優秀賞
 日進市立香久山小学校
 渡邊 琉捺さん

令和3年度 税に関する作文



公益財団法人全国法人会総連合会長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立天白中学校 3年
ほんま ゆづき
本間 悠月さん

『私だから実感できたこと』

ヘルプマーク。みなさんは知っていますか。私は起立性調節障害という病気を抱えています。この病気はめまい、立ちくらみ、倦怠感、朝起きられない、夜寝つけないなどの症状が見られ、思春期の子供に発症しやすい病気です。そんな病気を抱えている私が周りの人に見えるようにリュックに下げて持ち歩いているのがヘルプマークです。ヘルプマークは義足や人工関節を使用している

患者、内部障害や難病などの患者が援助を得やすくなるようにつけているものです。私がヘルプマークをつけ始めたきっかけは長時間立つことができず、学校に行くことに不安があったからです。ですが、ヘルプマークのおかげで周りの人が理解し、助けてくれるという安心感で学校に行くことができます。

そんなヘルプマーク、税金によって作られています。私がそれを知ったきっかけはこの税についての作文です。この作文を書くまで税金はどのような時に払い、使われているか全くと言っていいほど知りませんでした。そして、税金について良いイメージを持っていませんでした。例えば、働いて得たお金で税金を払わないといけなのは何ぞだろう。と思っていました。ですが、私は税金に支えられて生活できているんだと身に染みて感じることで



昭和税務署長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立萩山中学校 3年
えのもと さとし
榎本 聡さん

『自然災害から暮らしを守る税』

「大雨警報が出たから、お父さんは仕事に行って来るね。」

夕食を食べ終わって家族でくつろいでいると、メールの着信音とともに、父がそういった。先ほどから父が、食事中に何度もスマホを気にしていたのはこれだったのだ。

父は仕事の関係で、気象警報が発令されると、水害に備えて当番で出勤している。時には深夜の1時くらい

に出勤することもあるし、そのまま翌日まで帰ってこないこともある。仕事だから仕方がない部分もあるのだろうけれど、台風の際は父がいない間、家族は不安になるし、もちろん父のことも心配になる。そんなに大事な仕事なのかと僕は疑問に思い水害について調べてみることにした。

僕の住んでいる名古屋市は、1959年に伊勢湾台風襲われ、市内で大きな被害が出た。そして、僕が生まれる前の2000年に東海豪雨と呼ばれる記録的な大雨が降り、再び大きな被害を受けた。東海豪雨の後、このような被害をなくすために、水害対策が進められたようだ。

対策として、街の中にたまった水を速やかに川へ排水するための「雨水ポンプ所」と呼ばれるポンプ施設や、ポンプで排水できる能力を超える大雨が降ったとしても洪水が起こらないようにするための「雨水貯留施設」と呼



昭和納税貯蓄組合連合会会長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立萩山中学校 3年
たくま ゆうた
田熊 佑舵さん

『税金は「取られる」? 「納める」?』

税金と聞いても具体的にはイメージすることができません。それは中学生の私自身には、消費税以外で身近に関わっている税金がないからだと思います。なので、消費税以外には、どのような税があるのか調べてみると、所得税や住民税、固定資産税などの耳にしたことのあるものの他に、法人税や事業税などの全く知らないものも

出てきました。本当にたくさんの種類の税があり、想像以上にくらしの中で「取られて」いることに驚きました。そこで、今度はその税金の使い道についてを考えてみました。

まず思いつく税金の使い道といえば、「公共のものの整備」があると思います。公園や道路、信号機、バス、さらには私たちの通っている学校も税金によって整備されています。これらは、私たちが安全に、豊かな生活を送るために必要不可欠なものです。

次に、「警察官や消防士に支払われる給料」が思いつきました。この人たちもまた、町の平和を守ってくれている大切な方たちです。

こうした税金の使い道を考えた上で、税金がなくなったらと思うと、考えるだけでも恐ろしくなります。道路がで

きました。それは私だけでなく、家族や友人、先生や近所の人もそうです。学校で教科書を使って授業を受けられること、子供やお年寄りの医療費の負担、整備された道で安全に登下校、通勤ができることなど私たちが安心して暮らしやすくするために税金は使われているのです。みなさんの中にも、税金に対して良いイメージを持っていない人もいられるかもしれません。しかし、そんな人も、国民の一人、税を払う一人、いつか払う一人として税金が自分たちを支えてくれていることを知り、税金を払うことは義務というより、社会貢献できるものだと思うことが大切だと思います。

私はこの作文を通して、税金について知ることができただけでなく、二つの意思を持ちました。一つ目は税を納めてくださっている全ての人に感謝を忘れないことです。

ばれる大規模な地下の貯水施設などがつくられたらいい。

このような水害を防ぐための施設には税金がつかわれていると父に教えてもらった。また、父のように災害に備え働く人の活動も税金によって支えられている。

そして、災害を受けた人々への支援にも税金がつかわれている。見舞金や支援金の支給、仮設住宅の建設などだ。洪水で家が浸水してたいへんな苦勞をしている人たちをテレビで見るたびに心が痛むが、このような支援制度があることを知って少し安心した。

災害が起らないことが何よりだが、防災のために、また災害が起きてしまった時の支援や復興のためにも税金はとても大切な役割を果たしている。税金とは、いざという時に多くの人々を助け、支えていくための大切な資金なのだ。

こぼこに荒れてしまっても誰も整備できない。犯罪は取り締まる人がいないと起こり放題。火事が起きても焼け落ちるまで誰も消せない。そんな社会になってしまうのではないのでしょうか。しかし、そのような事はなく、今、私たちは穏やかに生活を送ることができています。つまり、それだけ税金は大切なんだということです。

私を含め、多くの人には税金を「取られて」いる、という考えがあると思います。「取られる」という言い方をするのは、自分の意志で払った感覚がないからではないか、と考えました。年間を通しての税の負担はかなり大きなものなので、できるだけ払いたくないという気持ちになるのは分からなくはありません。ですが、その税金が私たちの生活をよりよくしていることを理解しなければならないと

二つ目は税を納める立場になったときにこの作文を通して感じたことを忘れず、快く納められる人になることです。

そして、税金に助けられたことがある私だからこそ、私が納めた税で誰かの生活や命を助けることができると実感しました。それで働くということは社会に貢献できるだけでなく、税金を払うことでも貢献できるので、将来働くことがすごく楽しみになりました。

僕が今払っている税金は消費税しか思いつかないが実際には、僕らの身の周りには、もっとたくさんの種類の税がある。そして、その一つ一つが国を成り立たせるために重要な役割をしている。僕たちは、そのことをよく理解して社会を支える柱をつくる一人の貢献者となり、また、いざというときに多くの人々を税金という大きな力で救えるようにしておくことが大切だと思う。

僕がこれから大人になると多くの場面で税金を納めることが出てくると思うがそのたびに「これが誰かを笑顔にする。」「これが日本を救う小さな力になる。」そう考えて積極的に税金を納められるようにしたい。

思います。

先日、テレビで白バイの隊員が、交通違反者に「税金泥棒!」と怒鳴られているのを見ました。交通違反は重大な事故になりえます。それを少しでも減らそうとしている人にかける言葉ではないと思います。このことは「取られて」いるという意識からの言葉であると感じました。私たちは税金を「取られて」いるのではなく、豊かな生活のために「納めて」いるのだと考えるべきではないでしょうか。

置かれている環境などによって考え方は様々だと思いますが、私もこれから税についてしっかりと学び、税に対する正しい知識を身につけ、理解を深めていきたいと思っています。



令和4年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、毎年中小企業を中心とする企業側の意見等をまとめ、「税制改正に関する要望・提言」を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって各会から出された意見等をもとに議論を重ね、県連・全法連へと順次意見を取り次ぎながら、全国440法人会の総意として「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

このまとめられた提言をもとに、愛知県下20の法人会では、それぞれ地元出身の国会議員に直接行動することとし、当昭和法人会では、相羽税制副委員長を筆頭に、臨時国会の直前にもかかわらず近藤昭一衆議院議員及び池田佳隆衆議院議員にそれぞれ直接訪問面会し要望書を手渡すとともに私たち中小企業の声を直接強く訴え、要請内容が実現されるよう要請活動を実施しました。



衆議院議員 近藤昭一氏（立憲民主党）への要請行動



衆議院議員 池田佳隆氏（自由民主党）への要請行動

令和4年度 税制改正 スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和4年度 税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にしておかねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ

対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れまい。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特別定額給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決めずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてはほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標が本年の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすること

なく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬（本体）の改定年にあたる。これを機に、次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながるよう、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理

解しているとは言い難い。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうかが前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレッスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15%以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるといえる意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合（EU）内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げ投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドクス（逆説）論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに2年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび取収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、

本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

III. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えない。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずと高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立てて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期している。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

3. 租税教育の充実

市内ブロック連絡協議会 「経営講演会と税務研修会」

- 令和3年10月28日(木) 熱田神宮会館
- 講師／作家・ジャーナリスト 門田隆将氏
- 演題／『このままでは「日本」が減ぶ』

～コロナが世界と日本に問うたものとは何か～

名古屋市内ブロック(瑞穂区・昭和区・天白区ブロック)では、本年度合同で経営講演会と税務研修会を熱田神宮会館にて97名の参加者を集め開催しました。

第一部の経営講演会には、作家・ジャーナリストの門田隆将氏を講師としてお迎えし、『このままでは「日本」が減ぶ』～コロナが世界と日本に問うたものとは何か～と題して講演いただきました。

講演の内容は、衆議院選も近いことから、選挙について各党の政策についての話に始まり、憲法改正論や最近の中国状況についての日本の対応などこれからどうあるべきかの熱弁に参加者は耳を傾けていました。



講師の門田隆将氏

また、第二部の研修会では、昭和税務署法人課税第一統括官の松永潔氏に講師をお願いし、現在取り組まれている税務行政の現状や課題、10月から受付開始になったインボイス制度についてお話をいただきました。

やさしい法人税セミナー

- 令和3年9月7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)、10月5日(火)、12日(火)の6日間
- 昭和ビル 9階ホール(名古屋市中区栄四丁目)

- 講師／税理士 小掠めぐみ氏(元名古屋国税不服審判所 国税審判官)

本年度で8回目となる「やさしい法人税セミナー」を、9月7日(火)～10月12日(火)の間に6回の講座で開催しました。

本年も講師に、税理士の小掠めぐみ氏をお願いし、分厚い「図解法人税」のテキストと講師の小掠先生作成の説明書を見ながら熱心に講義が行われました。

この講座は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で、新たに経理や申告書作成担当など初めて法人税法に接した担当者方を対象に開催しているセミナーで、毎年多くの受講者が申込みをされています。

本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、密の状態を避け感染防止対策を十分にとって行いました。参加人員は50名の受講となり、当会からは9名の方が受講されました。参加者は、新たに経理担当になられた方も多く、聞きなれない



講師の小掠税理士

税務用語や法令の取扱いなどにメモを取るなどして熱心に受講され、疑問な点には講師に質問状が出せることを利用して積極的に知識習得に取り組んでいました。

この研修は、法人に係る税務知識の習得を目指す方や、企業内で決算書や法人税申告書の作成に携わる方々には今後受講されることをお勧めいたします。

税務研修会「税制改正の実務のポイント」

- 令和3年6月23日(水)～25日(金)の3日間 昭和ビル9階 大ホール
- 講師／税理士法人 名南経営 理事長・税理士 安藤教嗣氏ほか

本年も令和3年度の税制改正に対応した研修会を、6月23日(水)から25日(金)の3日間、昭和ビル大ホールにて、「令和3年度税制改正の実務のポイント」税務研修会を開催しました。

この研修会は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で毎年6月頃に開催しているものです。

参加人員は3日間で150名を超える申込みがあり、当会からは35名の参加希望がありました。

研修会では、講師の(税法)名南経営の安藤教嗣税理士及び佐野公彦税理士により、名南経営のオリジナルテキストにより講義が進み、参加者は、講師のわかりやすい説明と実務に係る所は丁寧に解説いただき、メモを取るなど熱心に受講していました。



講師の名南経営 安藤税理士

初級簿記教室

- 令和3年10月25日(月)、29日(金)、11月5日(金)、9日(火)、11日(木)、15日(月)、17日(水)、22日(月)の8日間

名古屋市中企業振興会館 会議室

- 講師／税理士 仙田浩人氏

本年度も、名古屋市中企業振興会館の会議室にて「初級簿記教室」を8回の講座で14名が参加し開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により密の状態を避け感染対策を十分にとって、10月25日(月)からの開催となりました。

この簿記教室は、簿記の基礎知識や仕訳の仕方、試算表の作成、日々の取引の貴重等、実務に即応する知識の習得を目的に開催している教室で、新しく経理事務を担当した方や、簿記に興味のある方などを対象とし、本年で40年目を数える昭和法人会の伝統的な行事の一つとなっています。

講師には、天白区の税理士 仙田浩人氏をお願いし、簿記の各項目について体系的に講義に対し参加者は日頃なじみの少ない仕訳や会計上のルールなどをペンと電卓を片手に熱心に勉強に取り組み、受講後2月に行われる日商簿記検定を目標に頑張っていました。

「大規模法人合同講演会」

- 令和3年10月20日(水)／熱田神宮会館
- 講師／名古屋国税局 調査部長 四井 清裕 氏
同調査部 調査審理課長 小山 太郎 氏
- 演題／「税務を取巻く環境変化と税務行政」
「申告書作成のチェックポイント」



名古屋国税局 調査部長 四井清裕氏

昭和法人会大規模法人部会では、資本金1億円以上の企業にお集まりいただき、10月20日(水)、昭和・熱田・中川・半田法人会の4つの法人会が合同で「合同講演会・研修会」を熱田神宮会館にて開催し92名の参加者が受講されました。

第一部には、名古屋国税局 調査部長 四井清裕氏に講師をお願いし、四井部長は「税務を取巻く環境変化と税務行政」と題して、「デジタルトランスフォーメーション、税務行政将来像」や「課税・徴収の効率化、高度化国際課税の取組み」など現在調査部として捉えている課題や大規模法人に向けてなどの話題を交え、分かりやすくお話いただきました。

第二部の税務研修会では、名古屋国税局 調査部 調査審理課長 小山太郎

氏により「申告書作成のチェックポイント」をテーマに、日頃申告書を審理する立場から申告書の作成時に誤りが多い事項や注意点を、また「申告書の自主点検と税務上の自主監査に関する確認表」の活用についても詳しく解説されました。

第三部は税務署からの連絡事項としてすでに受付が開始されている「消費税インボイス制度」の取組みと提出方法について昭和税務署 法人課税第一部門統括官の松永潔氏に説明していただきました。参加者は、経理担当等実務を担当されている方が多く、最後まで熱心にメモを取っていました。

税務研修会 『年末調整等の実務のポイント&消費税(インボイス制度)』

- 令和3年11月24日(水) 名古屋市公会堂 第七集会室
- 講師／昭和税務署 担当官(源泉所得税、法定調書、消費税関係)

昭和法人会では、昨年から税務署主催の年末調整の説明会を行わないことになったのと、消費税のインボイス制度の導入が迫ったことから、このテーマに対する税務研修会を行った。

本研修会では、名古屋市公会堂第七集会室にて午前・午後の2回に分け開催を案内したところ合計70名の参加者が受講しました。

当日は、「令和3年分年末調整について」及び「法定調書の作成等について」それぞれ昭和税務署の担当官に講師をお願いし、当会が用意した解説書や手引きをもとに研修会を実施しました。

また、第二部として、10月1日から税務署において「適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始になった事から、まだこの制度の特徴や実務に及ぼす影響が浸透していないため、税務署の各事務系統の担当官に講師をお願いし税務研修会を行いました。受講者は熱心にメモを取るなどしていました。

研修会終了後には、各講師に個別に質問の行列ができるほど参加者の関心は高く、また、年調関係の用紙についても不足分を補う等、有意義な研修会となりました。



昭和税務署 担当官

消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が
難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。(※4)

● 消費税には
申告・納付期限(※1)
があります。

● 申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

● 個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



第35回 全国青年の集い佐賀大会

第35回法人会全国青年の集い「佐賀大会」が令和3年11月25・26日に佐賀市にて開催されました。例年、役員一同で参加する本大会も今回はコロナ禍での開催となり、艱難辛苦を経た上で総勢500名限定の現地参加条件が付いたため後藤部会長単独での参加となりました。部会長サミットでは例年の活発な議論ではなく、法人会青年部会の活動の在り方についてのパネルディスカッションが行われ、その夜の懇親会は、十分な換気環境の中、総合体育館にて行われ、地元出身のお笑いコンビ「どぶろっく」によるパフォーマンスで楽しみました。翌日は租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国各地より選抜された局連の代表による素晴らしい取り組みを拝聴し、今後の活動の参考にすることができ大変有意義な時間となりました。午後からは大会式典に参加し、記念講演では地元出身の優木まおみ氏を講師に迎え「身体と心・仕事と家庭バランス良く過ごすために」という演題で講話を聴き、とても素晴らしい時間となりました。

今回の全国大会への参加は、コロナ禍時代を象徴した開催内容となりましたが、租税教室活動や健康経営プロジェクトをはじめとする青年部会活動の発展に



後藤青年部会長のみの参加となった佐賀大会

寄与し、ひいては国と社会のより一層の繁栄に繋がっていくことを改めて確信できた意義のある大会になりました。

9月度 税務研修会

令和3年9月29日(水) 名古屋市公会堂



講師の松永法人課税第一部門統括官

令和3年9月29日(水)名古屋市公会堂にて税務研修会を開催しました。講師として昭和税務署から松永法人課税第一部門統括官様をお招きし「インボイス制度の概要」について研修を行いました。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登

録を受ける必要があります。

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

また買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度は今まで免税事業者であった事業者も課税事業者の選択するケースも考えられインボイスの登録事業者になるか否かの判断を要すると多くの事業者に影響を及ぼす制度である事から事前の判断が非常に大切であると実感しました。

インボイス制度の導入、管理をきっかけに、税務に対する姿勢を向上させ、自社の成長を目指していくことを改めて考え直すとても良い研修会となりました。

研修担当副部会長 穂刈紀希

12月度税務研修会

令和3年12月13日(月) 名古屋市公会堂

青年部会は、12月13日(月)、就任2年目となる昭和税務署の筆頭副署長石川たき子氏に講師をお願いし、「第2回税務研修会」を開催しました。

石川筆頭副署長様には、「女性税務職員が感じること」と題しまして、男女雇用機会均等法が施行されて間もなく、女性税務職員が少なかった時代に採用された後、税務職員として経験された様々な職務内容を、女性としての視点を織り交ぜながら、分かりやすくお話いただきました。税務署の中心業務である税務調査を担当されていたのはもちろんのこと、採用間もない職員を指導する教育官、酒類業の健全な発達をサポートする酒類業調整官や、納税者の正当な権利利益の救済を図る審判官など、普段お話を伺うことのない興味深い内容であり、有意義な研修会となりました。

研修担当副部会長 穂刈紀希



講師の筆頭副署長 石川たき子氏

青年部会創立40周年 記念講演会

(一社)昭和法人会青年部会は、昭和56年3月18日に設立され、今年をもちまして40年を迎えることができました。感謝の気持ちを込めて、記念講演会を開催いたします。

先着
150名様
入場無料

芹澤 信雄 氏

記念講演会 16:00～17:30

〈演題〉ゴルフ人生

2022年 **2.4** (金) 15:45開場
16:00開演
～17:30終演(予定)

●場所：メルパルクNAGOYA「瑞雲の間」
スペシャルゲスト 芹澤 信雄プロ
MC 山本 潤さん



芹澤 信雄 氏
プロゴルファー
(株式会社TSI所属)

◇芹澤 信雄氏 略歴

1959年11月10日生まれ、静岡県御殿場市出身。シニアツアーに参戦する現役プレーヤー。高校時代にスキーマのアルペン競技で国体に出場し、卒業後18歳でゴルフを始める。22歳でプロテストに合格、87年「日経カップ」でツアー初優勝を果たして以来、ツアー5勝、シニアツアー1勝とトッププロとして活躍。

“日本一の教え上手”として知られ、現在、太平洋クラブ御殿場コース内に『チームセリザワゴルフアカデミー』を開校。アマチュア育成にも力を入れる。

テレビ番組、ゴルフネットワーク『TEAM SERIZAWA』、東海テレビ『G☆LAVO (ゴルフラボ)』にレギュラーとして出演中。著書に『チームセリザワに学ぶ「強くなる」思考法』、『セリザワメソッド 芹澤琉ならスイングが変わる』など多数。

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



✓ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用いただくと
質問に回答していくことで申請が可能です。

✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



社会貢献事業「講演会・演奏会」

令和3年10月26日(火) メルパルク名古屋

第一部 講演会「やさしさの波紋」

第二部 プレミアムコンサート「Re-creation 甚目裕夫と新しい仲間達」

第一部の講演会は高野山奥之院で奉職され、現在、奈良県影現寺の住職 深水弘裕氏をお迎えして仏教落語「やさしさの波紋」と題してご講演いただきました。高野山奥之院での奉職中の体験や管長に無断で落語コンテストに参加し最終審査まで勝ち残りました。実はその最終審査がTV中継されていて管長にばれていた話があり、嘘をついた事への罪悪感、正直に話すことの大事さを問われた。引き続いて落語を一席披露され会場は笑いに包まれました。また経験談として高野山へ若い女性がうつろい顔で訪ねて来られ、ご本尊にお参りされたらどうかと声を掛け、お参りしていただき、よくよく事情を伺うと、お子さんが生後間もなく亡くなりこの子は零歳という事で「この世に生きた証が何も無い」と嘆いていらっしまったそうです。それで仏の教え(仏教)ではこの子は1歳と数えるのだよ、ちゃんと1歳という生きた証がある

とお話した所、お母さんの胸のつかえが取れて、晴れ晴れと帰って行かれたそうです。

最後に高野山奥之院で毎日唱えられている2つの声明をご披露いただき、会場はとても清らかな雰囲気での講演会となりました。

第二部のプレミアムコンサートでは、「Re-creation 甚目裕夫と新しい仲間達」と題し、恒例、甚目裕夫氏の演出により、歌手 蛭牟田実里さん始め若手 音楽家たちにより、どこかで耳にした事のあるシャンソンから昭和歌謡にわたり心にしみる歌に触れ楽しいひと時を過ごすことが出来ました。



影現寺住職 深水弘裕氏



甚目裕夫と新しい仲間達

10月例会 新署長を囲む意見交換会と税務研修会

税に関する絵はがきコンクール審査会

令和3年10月5日(火) メルパルク名古屋

女性部会では、税務署の人事異動後、恒例となりました「新署長を囲む意見交換会」と「税務研修会」を開催しました。

本年度は、新たに着任された昭和税務署長の岡 直人様と法人課税第一部門統括官の松永 潔様をお迎えし、第一部では、新署長との意見交換会、岡署長様のご出身地や家族構成、ご趣味などプライベートな部分のほか、これまでのお仕事での経験に加え、3税務署で署長を務められてこられたからこそその職員の育て方など私達にも参考にさせていただけるようなお話をしていただきました。休憩を挟んで、この夏休みに女性部会で募集しました管内小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の審査会を岡署長様、松永一統括官様にも加わっていただき行いました。第二部は、「ザ・マルサの男」と題し、ご自身がこれまで一番長く経験された国税局査察部時代のエピソードや実際に経験した事件への取組みなど、映像も使って面白おかしくお話をいただき、受講者も査察のお仕事の大変さや、世の中にはこんなに財産などを隠そうとする人がいることを、実感として感じ取ることができました。

松永一統括官様を拝見していると、この方が「情けの男」(なさけのおとこ)＝「情報のお仕事」という大変なお仕事をされている方にはとても見えないことから、税務の仕事の間口の広さに感心しきりで、有意義な研修会となりました。



絵はがきコンクール審査会の様子

新年誌上名刺交換

(社名五十音順)

株式会社 ウツノ

代表取締役 宇津野真一

株式会社飯島産業

代表取締役社長 飯島大輔

アサイコーポレーション株式会社

代表取締役 浅井啓介
取締役会長 浅井鉦藏

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長 笠原照基

株式会社 アイビー
アイチオート用品株式会社

代表取締役 相羽康人

相羽ばね工業株式会社

代表取締役 相羽克俊

協和電機株式会社

代表取締役 高柳秀孝

有限会社 川本緑化

代表取締役 川本幸政

亀井ソフラン株式会社

代表取締役 亀井直人

株式会社 岡善製作所

代表取締役社長 高木 繁年

株式会社 大久保工務店

代表取締役 大久保盛史

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長 江場 友美

株式会社 中部日榮

代表取締役 鈴木 宏

日本パッキング株式会社

代表取締役社長 小島直之

竹田印刷株式会社

代表取締役社長 木全幸治

日本特殊陶業株式会社

代表取締役社長 川合 尊

株式会社タイコー

代表取締役 赤羽廣一

日本ガイシ株式会社

代表取締役社長 小林 茂

株式会社 大栄商会

代表取締役 川村昌利

名古屋牛乳株式会社

代表取締役 平井武敏

株式会社桜デザイン

代表取締役 斎藤 努

株式会社 東郷製作所

取締役社長 相羽繁生

建設ゴム株式会社

代表取締役 稲木三四郎

千代田合成株式会社

代表取締役 伊勢村昌吾
専務取締役 伊勢村雄吾

あけましておめでとうございます ●

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村重好

ブラザー工業株式会社

代表取締役社長

佐々木一郎

フジパンググループ本社株式会社

代表取締役社長 安田智彦

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森功

株式会社 菱源畳店

代表取締役 菱田豊

パイロットインキ株式会社

代表取締役社長 荒木敏男

株式会社 山金ポンプ製作所

代表取締役 米本卓弘

山勝株式会社

代表取締役社長

森昭勝

名機ゴム株式会社

代表取締役 山岡一満

ミズショー株式会社

代表取締役 橋本衛

水金工事株式会社

代表取締役 水谷隆夫

丸美産業株式会社

代表取締役社長 嶺木一志

アフラック 愛知総合支社

支社長 関口 徹

AI G 損害保険株式会社

東海・北陸地域事業本部

本部長 福島法郎

大同生命保険株式会社

名古屋南支社

支社長 山本光延
第二営業課長 岩崎成吾

ワイクリード株式会社

代表取締役社長 吉田英晃

アフラック代理店

株式会社ライフスマイル西本

代表取締役社長 西本一子
取締役営業本部長 西本賢太郎

株式会社 山本五務店

代表取締役 山本悦司



一般社団法人昭和法人会

会長 伊藤敏宏
事務局一同

企業情報・格付情報照会サービス

取引先・仕入先の**取引審査**と**与信管理**をお手伝いします！

- 入会金・月々の基本料金不要
- 金融機関の融資審査ノウハウで格付
- 取引先情報の変化をメールでお知らせ

1. 情報収集

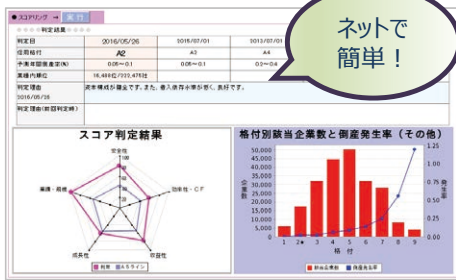
- ・企業検索
- ・格付／評点／財務諸表

2. 取引審査

- ・取引可否の決定
- ・与信限度額算出
- ・取引条件の見直し

3. 継続管理

- ・情報の更新をメール通知
- ・定期的な調査



リアルタイムで企業の信用情報を収集できます！

与信管理強化キャンペーン 2020年12月1日～2021年6月30日

キャンペーン期間中は、すでにご契約中のお客様もキャンペーン対象価格でご利用いただけます。

信用格付

信用状態を
9段階で格付

300円 ⇒ 600円/件

継続管理

管理ファイル
利用料金

9件まで1,000円 ⇒ 19件まで1,000円(月額)
10件以上1件100円 ⇒ 20件以上1件50円(月額)

企業情報

業績・評点・
概況・履歴他

1,200円/件

財務情報

財務5帳票

2,000円～/件
(税別)

詳細・お申込は <https://www.ags.co.jp/nw/aichi/>

AGS株式会社

法人企画部

メール: hojinkai.ml@ags.co.jp



インターネットセミナーのご案内

会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード

ID

hj1813

パスワード

9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶ 昭和法人会ホームページ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ IDとパスワードを入力



▶ セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ① 赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ② ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③ 視聴したいセミナーを選択
- ④ 「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤ セミナー視聴画面へ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ セミナー視聴画面

謹賀新年



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます
令和四年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 愛知総合支社
〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

昭和法人会 当面の行事予定

令和4年 1月~6月

1月27日(木)	【県連】理事会・合同賀詞交歓会	3月3日(木)	【東海法連】第76回大会
15:00~	名古屋マリオットアソシアホテル	13:30~	岐阜グランドホテル
1月31日(木)	【県連】専務理事会議	4月14日(木)	【全法連】全国女性フォーラム静岡大会
14:00~	大同生命ビル	終日	ツインメッセ静岡
2月4日(金)	青年部会創立40周年記念式典・講演会	4月25日(月)	【県連】青連協 第38回通常総会
15:00~	メルパルク名古屋	16:00~	名古屋東急ホテル
2月14日(月)	正副会長会	4月27日(水)	【県連】女連協 第37回通常総会
14:00~	メルパルク名古屋	11:00~	名古屋東急ホテル
2月14日(月)	理事(監事)会	4月28日(木)	【県連】理事会
15:00~	メルパルク名古屋	12:00~	名鉄グランドホテル
2月21日(月)	決算期別説明会(1~3月決算法人)	4月中旬	青年部会 通常総会
14:00~	中小企業振興会館		
2月22日(火)	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会	4月中旬	女性部会 通常総会
15:30~	名古屋マリオットアソシアホテル		
2月24日(木)	市内4法人会合同講演会	6月中旬	昭和法人会 通常総会
14:00~	中電ホール		

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

日本特殊陶業(株) 磯部 謙二 | (株)Kホールディングス 川崎 諾
ブラザー不動産(株) 神谷 陽志 | (株)大栄商会 川村 貴子
日本パーツ機器(株) 後藤 秀臣

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型V Lタイプαを新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

大同生命保険株式会社

名古屋南支社/名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

AIG損害保険株式会社

名古屋支社/名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

F-2019-1021 (2020年2月26日)
20-073001

